

「令和 8 年度東京労働局及び局内各署所で使用するトナーカートリッジ等(理想科学工業)の年間購入(単価契約)」に係る質問の回答について

申請のあった標記の件について、下記のとおりご回答いたします。

Q1: 契約書案第 10 条に天災事変等の乙の責に帰することが出来ないものであるときは納期の延長を認めるとあるが、中東情勢の影響により原材料調達が困難となった場合も同様に認めていただけるか

A1: 中東情勢の影響も契約書案第 10 条にある天災事変等に該当すると考えておりますが、その時の状況により判断することとなります。その際資料の提出等を依頼する場合があります。

Q2: 中東情勢の影響により原材料調達が困難となり遅延が発生した場合、遅延違約金は発生しないと考えてよいか。(契約書案第 11 条)

A2: Q1 同様、契約書案第 10 条に該当すると判断した場合は、遅延違約金は発生いたしません。

Q3: 納期が 3 回にわたって設定されているが、状況によっては 3 月分を 4 月に跨って納品も可能か。

A3: 年度ごとの契約となるため、3 月分は 3 月中の納品をお願いいたします。

Q4: 各納期で一括納品が原則となっているが、分割納品も可能か。

A4: 仕様書に記載のとおり、一度に納入できない場合は事前に契約担当者と協議をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

東京労働局 総務部 会計課 用度係 西村
千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 14F
03-3512-1607